



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 9 月 28 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

## 個人所得税取扱いの明確化について

国家税務総局より、「個人所得税の政策実行に関する若干の問題を明確にすることに関する通知(以下“「通知」”)(国税発「2009」121号)、及び「2009年度税収自己調査関連政策問題についての文書」(企便函[2009]33号)が相次いで発表されました。多くの企業で採用されている「\*双薪制(ダブルペイ)」につき、これまで適用されていた個人所得税の計算方法を停止すること、また、特定の交通手当・通信手当についても個人所得税の課税対象となることが明確化されました。具体的な内容は以下の通りです。

\*国家の関連規定により、雇用者が従業員に対し、賞与見合いとして1ヶ月分の給与を上乗せして支給する制度。

### 1、「双薪制(ダブルペイ)」に関する個人所得税の計算方法の停止

2009年8月17日付で公布された「通知」によって、「国家税務総局による個人所得税の政策に関する若干の問題に対する回答」(国税函[2002]629号)一で規定された「双薪制(ダブルペイ)」による所得に対する個人所得税の計算方法の適用が停止となりました。個人が受取った賞与見合いのダブルペイは、「個人が取得する年度一括賞与などの個人所得税徴収方法の調整に関する通知」(国税発[2005]9号)における年度一括賞与と同様に「按分」して所得税額を計算します。

#### 【賞与性の所得額を5,000元とした場合の具体的な計算方法】

適用税率・適用速算控除額の対象金額は「双薪制(ダブルペイ)」では賞与見合い額全額だが、「年度一括賞与」では、一括支給された賞与額を12ヶ月で按分した額となる。累進税率のため、「年度一括賞与」の方が、納税額は少なくなる。

	「双薪制(ダブルペイ)」の計算方法(従来)	「年度一括賞与」の計算方法(今後)
適用税率・適用速算控除額の対象金額	賞与見合い額全額=5,000元	一括賞与支給額5,000元/12ヶ月≒417元
適用税率	15% (2,000元~5,000元の場合)	5% (500元以下の場合)
適用速算控除額	125元	0元
個人所得税額	$5,000 \times 15\% - 125 = 625$ 元	$5,000 \times 5\% - 0 = 250$ 元

計算方法：個人所得税額=課税所得額×税率-速算控除額。

\*ダブルペイと年度一括賞与を同時に支給する場合、両方の賞与相当分を合計した金額を適用税率・適用速算控除額の対象金額として「年度一括賞与」の計算方法と同様に12ヶ月で按分する。

### 2、交通手当・通信手当の課税所得算入

企便函[2009]33号によって、「国家税務局の個人所得税政策関連問題についての通知」(国税発[1999]58号)第2条に基づき、企業が、マイカー通勤の燃料費の補填として従業員に支給した交通費手当、及び通信手当について、給与所得として個人所得税を納税しなければならないことが明記された。具体的な課税額の計算方法は以下の通り：

・手当額から、各地方政府が設定した一定の基準の公務費用を差し引いて納税額を算定。
・公務費用が設定されていない場合は、交通手当は手当額の30%、通信手当は手当額の20%を給与所得として納税額を算定。

なお、今回の通知は、既存規定の取扱いについて明確にしたものであり、納税者の適切な取扱いのガイドラインとなる事を目的としています。

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

\*禁無断転載